

内閣参質二〇二第一八号

令和二年十月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員塩村あやか君提出ねんきん定期便に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出ねんきん定期便に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ねんきん定期便」が届いていない被保険者」に係る「相談件数と解決に至った件数」については、統計をとっていないため、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「主な原因と件数」及び「転居も転職もしていない人に」ねんきん定期便が届いていない件数については、統計をとっていないため、お答えすることは困難である。なお、ねんきん定期便が被保険者に届いていない理由については、先の答弁書（令和二年二月十日内閣参質二〇一第二三号）四についてでお答えしたとおり、一概にお答えすることは困難であるが、一般的には、被保険者からの住所等の届出又は住民基本台帳ネットワークシステムから提供を受けた住所の変更に係る情報により社会保険オンラインシステム上に登録されている住所等に基づきねんきん定期便に記載される住所等と、ねんきん定期便が送付された時点で被保険者が居住している住所等が異なることによるものと考えている。

三について

お尋ねの「解決に至った件数」については、一について述べたとおり、統計をとっていないため、これに基づく「分析」は困難であるが、ねんきん定期便が被保険者に届いていない主な原因については、二について述べたとおりである。

四について

お尋ねの「政府の取組み」については、ねんきん定期便が届いていない被保険者への呼び掛けとして、日本年金機構のホームページにおいて、ねんきん定期便は原則として毎年誕生日が属する月に送付していることや、住所等の変更を市町村等に対して適切に届け出ること等を周知していたところ、令和二年二月二十五日以降に「開始、または、強化した取組み」としては、同ホームページ上の「大切なお知らせ、「ねんきん定期便」をお届けしています」の「六、「ねんきん定期便」に関するお問い合わせ先」の項目中に、「「ねんきん定期便」が届かない場合」についても明記し、年金事務所等において相談を受け付けることを周知しているところである。また、ねんきん定期便が届いていない被保険者への再送付の方策等についても検討しているところであり、今後も適切に取り組んでまいりたい。